

各医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に実施します

特定健康診査・特定保健指導は、皆さんが加入している医療保険者（健康保険組合、国民健康保険、政府管掌健康保険などの保険証の発行者）が実施します。対象者は40歳から74歳の加入者で、被保険者だけでなく被扶養者も対象になります。

職場などで健診を受ける機会がなく、これまで市が実施する基本健康診査を受けていた人は、それぞれが加入する医療保険者が実施する特定健康診査を受診してください。75歳以上の人は、後期高齢者医療が健診を行います。

職場などで健診を受ける機会がない人

健康保険組合、政府管掌健康保険などに加入している人

受診方法等は、各医療保険者からお知らせすることになっています。加入している医療保険（お持ちの保険証の発行者）へおたずねください。

国民健康保険に加入している人

出雲市国民健康保険にご加入の方は、市内の医療機関・健診機関で受診できるように準備を進めています。来年度の実施時期が近づきましたら、広報いずもなどでお知らせします。

後期高齢者医療保険となる人

75歳以上の人の健診については、後期高齢者医療が主体となって行うこととなります。市内の医療機関・健診機関で受診できるように準備を進めています。決定後、広報いずもなどでお知らせします。

後期高齢者医療制度については、2月14日発行の広報いずもでお知らせしています。

メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善を

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣の改善が必要な人に対して、医師や保健師、管理栄養士などが保健指導レベルに応じた特定保健指導を行います。



●おたずね
健康増進課
☎21-2211
内線4213

出雲市国民健康保険特定健康診査等実施計画

市では、この特定健康診査・特定保健指導をどのように実施し、成果をあげるのかを示した実施計画を策定しています。

計画年度は平成20年度から平成24年度までの5年間で、5年後の目標を、特定健康診査の受診率65%、特定保健指導の実施率45%、メタボリックシンドローム対象者・予備群の減少率10%としています。

脱メタボで生活習慣病を予防 平成20年度から 基本健康診査に代わり 特定健康診査・特定保健指導 が始まります

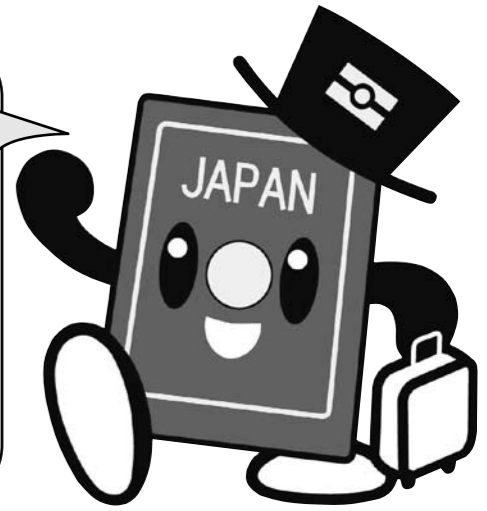
医療制度改革により、来年度から40歳から74歳を対象に、生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の考え方を取り入れた特定健康診査・特定保健指導が各医療保険者で実施されます。これにより、これまで市が実施していた基本健康診査はなくなり、この制度の内容についてお知らせします。

4月1日から市役所で

パスポート(旅券)の申請・交付を開始します

これまで、パスポートの申し込み、受け取り窓口は、県のパスポートセンターや東部県民センター出雲事務所で行っていましたが、4月1日からは市役所（本庁）で行うようになります。

パスポートの手続きは
余裕をもって申し込んでね！



■受付時間

申請・受取／月曜日から金曜日 8:30～17:15
(土・日・祝日および年末年始を除く)

■受付窓口

市民課（本庁1階）※各支所では受け付けません。

■申請・受取ができる方

- ・出雲市に住民登録している方
 - ・学生および長期出張者等で島根県外に住民登録されていて、出雲市にお住まいの方。（居所申請）
- ※代理人が申請することもできますが、受け取りには必ず本人がお越しください。
※居所申請をされる方は、受付に必要な要件がありますので、事前に市民課へおたずねください。

■申請から受取までの期間

申請の日から9日目より受け取りができます。（土・日・祝日および年末年始を含みません）

■申請に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書 ・戸籍謄（抄）本
- ・写真（6か月以内に撮影されたもの。大きさなど規格がありますので、市民課へおたずねください）
- ・郵便はがき（未使用のもの）
- ・本人確認のための書類（運転免許証など1つでよいものと、健康保険証・年金手帳など2つ必要なものがあります。コピー不可）
- ・前回のパスポート（申請内容などによって必要となるものが違いますので市民課へおたずねください）

■その他

- ・出雲市に住民登録のある方は、県パスポートセンターや東部県民センター出雲事務所での申請、受取はできなくなります。
- ・海外で親族が災害に遭うなどの理由で至急パスポートが必要になった場合、引き続き県パスポートセンター（☎0852-27-8686）での取り扱いとなります。

■手数料

手数料は受け取りの際に納めていただきます。

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 10年旅券 | 16,000円（収入印紙 14,000円 + 島根県証紙 2,000円） |
| 5年旅券 | 11,000円（収入印紙 9,000円 + 島根県証紙 2,000円） |
| 5年（12歳未満） | 6,000円（収入印紙 4,000円 + 島根県証紙 2,000円） |
| 記載事項の訂正 | 900円（収入印紙 700円 + 島根県証紙 200円） |
| 査証欄の増補 | 2,500円（収入印紙 2,000円 + 島根県証紙 500円） |

●おたずね／市民課（☎21-2315）、ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp/>